

令和3年 月 日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第一次答申（案）

池田町は、少子高齢化の波を受けた急激な人口減少と公共施設等の老朽化が進む中、近年、課・係の細分化などを進め、職員数を平成28年度と比べて10人以上も増やすなど、人件費を初めとした経常的経費を増大させました。また、多数の大型事業によって公債費を増大させ、財政調整基金の取崩しにより不足分を補っており、財政規律の緩みを生んできました。今後、経常的経費と投資的経費の配分バランスが大きく崩れることが予想され、財政は危機的状況に陥っています。

このため、令和3年度予算編成に向けて、急遽、「3億円削減プロジェクト」を実施し、歳出削減を図りましたが、歳出構造の抜本的な是正には至っていません。

今日の財政危機を招いた行政、とりわけ理事者の責任は極めて重いと言わざるを得ません。

このような状況を踏まえ、池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき令和3年5月28日に本委員会が設置され、池田町長から本委員会に対して、諮問書（同日付3企町第47号）に基づき5項目にわたり諮問が行われました。本委員会では、諮問事項1「機構・組織の改善に関すること ①組織のスリム化」について、6回にわたって慎重に審議した結果、下記の通り答申をまとめましたので、確実に実施されるよう要望します。

なお、本答申では、聖域なく、抜本的な改革を求めており、中には厳しい内容が含まれているものの、当面する財政危機を克服し、池田町の持続可能な維持・発展の土台を築くため、町役場職員が自らの問題として捉えて率先して取り組むとともに、町議会議員、さらには町民と一丸となって、全力を尽くすことを期待します。

記

I. 人件費の削減、組織・機構の見直しに当たっての基本的考え方

本委員会は、次に示す基本的考え方に立って早急に抜本的改革を実施することが肝要であると考えます。

- (1) 行政にあっては、自らが池田町の財政危機を招いたという反省に立ち、役場全体として本答申を着実に実施する姿勢を示すこと。
- (2) 正規職員数を適正な規模に削減し、会計年度任用職員を含む人件費を大幅に削減すること。
- (3) 現在の組織・機構を根本的に見直し、各課・係の統廃合を進め、役職ポストの削減など組織のスリム化を図るとともに、職務細分化による弊害を除去し、行政に要請される課題に的確に応えられる体制を築くこと。
- (4) 令和4年度から令和8年度までの5年間を財政危機緊急対応期間（以下、「緊急対応期間」という。）と位置付け、集中的に本答申の盛り込まれた事項に取り組むこと。
- (5) 池田町が力を入れてきた福祉・教育などを初めとする行政サービスの質を劣化させないよう努力すること。また、防災、環境など、時代の要請に応えられる能力を高めること。
- (6) IT、OAなど社会のデジタル化の進展の成果を取り込み、事務の合理化を進めるとともに、計画的な人材育成プログラムの整備や庁内における活発な意見交換などを通じて職務遂行能力の向上に努めること。
- (7) 役場内に統一感と緊張感のある雰囲気醸成し、規律ある職場環境を作る

Ⅱ. 取り組むべき具体的対策と目標

1. 職員数・人件費の削減

(1) 正規職員数の削減

緊急対応期間内に正規職員数を92名とする。

併せて、現行の池田町定員管理計画を見直すとともに、正規職員数に見合った定数となるよう池田町職員定数条例の改正を前向きに検討する。

(2) 正規職員の年齢構成の是正と昇格の厳格化

人件費の削減目標を達成するとともに行政組織の持続可能性を維持するため、年齢構成の是正及び役職への昇格の厳格化などを進める。

(3) 会計年度任用職員に係る人件費の削減

緊急対応期間内に会計年度任用職員に係る人件費を令和2年度決算比10%程度削減する。その際、国からの補助や財源措置に十分配慮する。

(4) 人件費の削減

職員数の削減、昇格の厳格化などの措置を講ずることにより、緊急対応期間内に人件費を令和2年度比10%程度、1億円程度削減する。

(5) 人件費・職員数削減に当たっての留意点

育児休業の職員の補充は、原則として正規職員を採用することなく、会計年度任用職員を充当する。

2. 職員給料等の減額

(1) 正規職員給料等の減額

財政危機に対する行政責任を明らかにするとともに、人件費の削減目標達成にも資する観点から、緊急対応期間の初年度に当たる令和4年度の1年間、職員給料を一律5%引き下げる。また、管理職にあつては、その職責の大きさに鑑み、管理職手当を1年間、50%削減する。

(2) 会計年度任用職員給料の減額

人件費削減目標達成の観点から、会計年度任用職員についてはフルタイムの職員に限り、令和4年度の1年間、給料を一律2%引き下げる。

3. 組織体制の見直し

細分化された業務分担の弊害を排除し、統一的な視点に立った業務遂行及び業務の効率化を図るとともに、役職ポストの削減に資する観点から、次に示す通り課・係の再編・統合を図る。

(1) 課の統合

緊急対応期間の初年度に当たる令和4年度に次に示す通り課を統合・再編し、現在の10課を8課とする。

- ① 総務課と企画政策課を統合し、総務課とする。
- ② 産業振興課と建設水道課を統合し、振興課とする。

(2) 係の再編・統合

係の数を抑制するとともに、複数の職員で職務に責任を負う体系を確立する観点から、少なくとも1人で構成されている移住定住促進係、花とハーブの里推進係、商工係、土木係、建設管理係を整理するなど、係の再編・

統合を進める。

(3) 課・係の再編・統合に当たっての留意点

- ① 防災、環境など、時代の要請に応えられる体制を整備するなど、課・係について不断に見直しを図る。
- ② 総務課にあつては、庁内の取りまとめ部局として、企画・財政も含めた総合調整機能を果たす。
- ③ 池田町の発展に資するため、産業振興課と建設水道課の統合に当たっては、これまで以上に産業振興に注力する。
- ④ 組織体制として曖昧な位置づけである危機管理対策室を危機管理対策係又は防災・減災係とし、平時における災害対策機能とともに、災害時に設置される庁内横断的な組織である災害対策(警戒)本部の事務局機能を強化する。
- ⑤ 係の名称については、「町づくり推進係」を「企画政策係」に、「環境整美係」を「環境係」に改称するなど、住民に分かり易く、かつ業務内容を的確に反映したものにする。

4. 早期退職者制度の実施

人件費の削減を図る観点から、緊急対応期間の当初2年間に当たる令和4・5年度の時限的な措置として、年度末年齢45歳から54歳までの正規職員を対象に早期退職者制度を実施する。

なお、同制度の運用に当たっては、職員の年齢構成のバランスに留意する。

5. その他

(1) 業務の合理化・効率化の推進

業務内容の精査を図るとともに、デジタル技術を積極的に導入するなどの施策を講じることにより、業務を見直し、その合理化・効率化を推進する。

(2) 公平な人事評価の確立及び人材の育成

年功序列を改め、職務遂行能力・評価に基づいて昇進・昇格できる公平な人事評価を確立する。

併せて、各種研修プログラムを計画的・効果的に実施するとともに、庁内での活発な意見交換を通じて、職員の職務能力を向上させる。

(3) 互助会への公費負担の廃止

人件費の削減を図る観点から、互助会への公費負担を廃止する。ただし、今後とも職員の福利厚生については配慮する。

(4) 残業代・各種手当のあり方に関する検討

人件費削減の観点から、残業代、各種手当のあり方について検討を深める。

(5) 目標の確実な達成と検証

緊急対応期間内のロードマップを策定して計画の執行状況を可視化し、当委員会の検証を受ける。

(以上)